

平成 27 年度

保育園児募集

※すでに保育園に通園し、継続して通園を希望する場合は、今回の申込は不要です。後日、継続手続きの書類を提出していただきます。

市役所幼児教育課（あやめ会館）
☎ 055-948-1447

受付期間

11月4日(火)
～28日(金)

土・日・祝日を除く
8:30～17:15

平成 27 年度

幼稚園児募集

※受付期間を過ぎた場合は、各幼稚園にご相談ください。
※通園バスはありません。

市役所幼児教育課（あやめ会館）
☎ 055-948-1447

受付期間

10月7日(火)
～17日(金)

土・日・祝日を除く
14:30～17:00

- ① 家庭の外で、月60時間以上働いている
(例) 1日4時間以上、月15日以上勤務)
- ※求職活動期間中も入所可能。ただし猶予は1カ月。
- ② 家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事を、月60時間以上している
(例) 1日4時間以上、月15日以上勤務)
- ③ 病気や負傷、心身の障がい、出産
(出産予定月の3カ月前から出産後の3カ月以内)
- ④ 家庭内で長期にわたる病気の人や、心身に障がいのある人を、常時看護・介護している

- ⑤ 火災、風水害、地震などの災害復旧にあたっていている
- その他
- 定員などにより、希望する保育園に入園できない場合があります。ご了承ください。
- 入園後に慣らし保育を行います。数週間程度、お子さんが保育園に慣れるまでは、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。あらかじめご理解いただき、ご協力ください。
- 育児休業明けの場合は、復帰する月の前月初日から、入園受け入れ対象となります。ご相談ください。

【入園できる要件】
児童の保護者が次の①～⑤のいずれかの事情により、児童を保育することができないと認められる場合。



1. 対象者
伊豆の国市に在住で、平成21年4月2日～平成24年4月1日に生まれた3歳児、4歳児、5歳児
2. 保育日・時間
月曜日～金曜日
(祝日は除く)
8時30分～14時15分
※3歳児のみ4・5月は11時30分まで。6・7月は13時まで。
3. 授業料
年額 60,000円
(毎月5,000円×12回)
4. 給食費
月額 3,300円
(8月は除く)
5. 申込方法
各幼稚園に申し込みください。面接を行いますので電話連絡後、お子さんと一緒にお越しください。

公立幼稚園名	園区	電話番号
長岡幼稚園 (長岡)	伊豆長岡地区全域	☎ 055-948-6620
共和幼稚園 (中)	南條、中、内中、中條の一部、寺家の一部、四日町の一部	☎ 055-949-2700
富士美幼稚園 (原木)	葦山葦山、葦山金谷、葦山山木、葦山多田、葦山土手和田、奈古谷、長崎、原木、四日町の一部、中條の一部、寺家の一部	☎ 055-949-4400
のぞみ幼稚園 (吉田)	大仁、吉田、中島、神島、三福の一部	☎ 0558-76-0438
田京幼稚園 (田京)	田京、御門、白山堂、守木、宗光寺、田中山、立花、星和、三福の一部	☎ 0558-76-1430
大仁東幼稚園 (下畑)	下畑、田原野、浮橋、長者原	☎ 0558-79-0072

*私立寿光幼稚園(南江間)は、入園の諸条件が異なります。
申込・問合せ ☎ 055-947-2222 ホームページ <http://www.jukoh.ed.jp>

- 必要書類
- ① 入園申請書(保護者の印鑑を押印)
② 調査承諾書(保護者の印鑑を押印)
③ 家庭状況調査表
④ 口座振替依頼書(通帳の印鑑を押印)
- ※書類は、各幼稚園、幼児教育課、または各庁舎市民課にあります。

- 保育料
- 公立・私立ともに共通で、保護者(父母)の市民税の課税状況により算定し、毎月納めていただきます。
- 必要書類
- 次の必要書類を揃えて受付期間内に市役所幼児教育課(あやめ会館)へ申し込みください。必要書類は、幼児教育課、または各庁舎市民課にあります。
- ① 入所申込書兼支給認定申請書
(保護者の印鑑を押印)
- ② 調査承諾書
(保護者の印鑑を押印)
- ③ 入所要件が確認できる書類(就労証明など、事業主の証明が必要になります。)
- ④ 口座振替依頼書
(通帳の印鑑を押印)

保育園名	対象児
私立楽生保育園(南江間)	3カ月児から 小学校就学前まで
私立葦山保育園(葦山山木)	
私立ちとせ保育園(南條)	
公立長岡保育園(長岡)	11カ月児から 小学校就学前まで
公立あゆみ保育園(四日町)	
公立ひまわり保育園本園(三福)	
私立慈恩保育園(白山堂)	
公立ひまわり保育園大仁分園(大仁)	11カ月児から 1歳児まで

10月は里親月間 里親になりませんか

里親とは、さまざまな事情によって家庭で養育されることが難しい子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と、正しい理解をもって養育する人のことを言います。

里親になるには

- ・子どもの養育について理解と熱意を持ち、豊かな愛情をもってすることが何よりも大切です。
- ・県が実施する研修を修了すること、経済的に困窮していないことなどの要件が必要です。

里親の種類

委託期間や目的などにより4種類あります。詳細は直接お問い合わせください。

里親になったら

- ・児童相談所が、面会や交流を繰り返したうえで、養育をお願いする子どもを決定します。
- ・子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が公費で支給されます。
- ・子育ての悩みや不安には、児童相談所などが相談に応じます。

問合せ

- ▼里親の申込について
市役所社会福祉課
☎ 0558(76) 8008
- ▼里親の制度について
県子ども家庭課
☎ 054(221) 2922